

東区まち美化プログラム実施要領

平成 25 年 12 月 16 日 東区長決裁

最近改正 令和 3 年 4 月 19 日

1 目的

この要領は、札幌市が管理する東区内の道路におけるボランティアによる環境美化活動を支援し、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と行政との協働による環境美化活動を推進することを目的とする。

2 対象となる団体

東区内の企業、町内会、学校、NPO、ボランティア団体等で、ボランティアによる環境美化活動を適切かつ継続的に行うことが認められる団体（以下「実施団体」という。）とする。

3 実施団体の活動内容、役割

(1) 活動内容

ア 実施団体は、札幌市が管理する東区内の道路の清掃活動などの環境美化活動を、冬期間を除き月 1 回程度を目安に行うものとする。ただし、小・中学生及び高校生が主体となり活動を行う場合はこの限りではない。

イ 環境美化活動のうち清掃活動は必須とし、それ以外の活動（冬期間の消火栓除雪、交差点部の砂撒き等）は任意とする。なお、営利を目的とした活動をすることはできない。

(2) 役割

ア 実施団体は、事前に活動対象区域の町内会長等と実施区域、活動内容、時期等について調整の上、団体の概要及び活動計画等が分かる書類を用意し、東区地域振興課と協議する。

イ 実施団体は、収集したごみをボランティア袋を使用し、当該区域のごみステーションへ市の収集日に排出するものとする。

また、拾うことが困難なごみや違反広告物、通行に支障がある場所へ駐輪している自転車など活動に支障を及ぼす事象を発見したときなどは、東区土木センターへの情報提供に協力するものとする。

4 東区の役割

東区は、この制度が円滑に運営されるよう総括調整及び情報提供を行うとともに、実施団体の活動状況等を広報する。

また、実施団体に対し、予算や団体の意向を勘案して、腕章（「東区まち美化プログラム」と印字）・軍手の提供（初回のみ）、ボランティア袋の提供（随時）等の支援を行う。

5 安全の確保・紛争の解決

実施団体は、活動に係る安全対策等を責任をもって行い、活動中の事故に備えた保険

に加入するものとする。活動を開始する前には、団体の責任者が構成員全員に安全指導を行う。

参加者には、少なくとも成人1人以上を含むものとする。15歳未満の者が参加する場合には、15歳未満の者10人に対し成人1人以上が監督義務者として参加する。

活動中に事故や紛争が生じたときは、実施団体が円満に解決するものとする。

6 活動届出書等の提出

実施団体は、あらかじめ東区と協議し、活動届出書（様式1）及び活動計画書（様式2）を提出するものとする。

7 覚書の取り交わし

実施団体と東区は、前記6に掲げる協議が整ったときには、活動を行うにあたって必要な事項を定めた覚書を取り交わす。

8 活動報告書等の提出

実施団体は前記7に基づき、毎年度活動終了後、活動報告書（様式3）を作成し、活動状況を撮影した写真を添付の上、東区に提出するものとする。

また、翌年度の活動計画書（様式2）を合わせて提出するものとする。

9 感謝状の贈呈

区長は、別途定める「東区まち美化プログラムにおける感謝状贈呈基準」に従い、実施団体に感謝状を贈呈できるものとする。また、感謝状の贈呈を受けた団体より、北海道開発局の入札参加資格審査申請書に必要な「ボランティア活動実績証明書」（様式6）が提出された場合、内容に相違がないことを確認後押印し、これを証明することとする。

10 事故の報告

実施団体は、前記7の覚書に基づく活動中に事故が発生した場合は、直ちに東区に連絡するとともに、事故発生報告書（様式4）を東区に提出するものとする。

11 覚書の解除

実施団体から活動参加辞退届（様式5）により覚書の解除の申出があった場合において、当該申出内容が妥当と認められるときは、覚書を解除できるものとする。

また、東区は、覚書を解除すべき事由が生じたと認めるとき、実施団体が覚書に規定する責任を果たしていないとき又は実施団体としてふさわしくないと認められたときは、覚書を解除できるものとする。

12 協議

この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、実施団体と東区が協議のうえ定めるものとする。